平成２４年（フ）第５１７６号
東京都板橋区氷川町29―１　ロードリー氷川第１　201
債務者　佐藤　正彦
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１７７号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―411
債務者　甲斐　　守
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１７９号
東京都練馬区中村北２丁目24―４―211
債務者　須藤あゆ子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９９号
東京都八王子市館町543―６―102
債務者　宮崎　　修
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２０７号
東京都狛江市駒井町１丁目37―３―202
債務者　小松崎慶三
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１１号
東京都大田区南蒲田１丁目10―４―202
債務者　太田　邦芳
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１２号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目1379
ルーヴル三橋A102
債務者　大場　慎治
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１３号
東京都西東京市田無町２丁目１―１―1415
債務者　細浦　和子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１４号
千葉県柏市明原１丁目11―12　恩田コーポ２―205
債務者　新田美代子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１５号
東京都目黒区上目黒３丁目44―22―301
債務者　中野　次朗
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１６号
東京都板橋区高島平１丁目34―５―203
債務者　加藤　妙子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１７号
千葉県船橋市西船７丁目４―11
債務者　井上　都子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２１８号
千葉県浦安市猫実３丁目26―13　ハウス一番Ｂ棟201
債務者　大畠　康雅
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２２１号
東京都練馬区桜台４丁目１－６―201
債務者　神保　孝子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２２２号
東京都練馬区旭町１丁目18―４―101
債務者　加藤　正芳
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２２４号
千葉県柏市大室156―17
債務者　中尾さよ子（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部